

（仮称）町田市学びの多様化学校基本計画策定支援業務委託仕様書

この仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が発注する「（仮称）町田市学びの多様化学校基本計画策定支援業務委託」に適用し、受託者（以下「乙」という。）が行う業務内容、及び乙が遵守しなければならない仕様について定める。

1 業務の目的

（仮称）町田市学びの多様化学校の開校に向け、2025年度に公表される「（仮称）町田市学びの多様化学校基本構想」（以下、基本構想）に基づき、基本構想及び当事者ヒアリング結果を反映した学校像を定め、同時に学校における諸室の配置や協働する教育支援センターとの接続、連携等を検討し、諸室の配置及び室内レイアウト案を作成し、「（仮称）町田市学びの多様化学校基本計画」（以下、基本計画）を策定することを目的とする。

不登校児童生徒が、安心して、前向きに通うことができ、基礎学習と対人交流経験を積み重ねる場となることを目指すものである。

なお、（仮称）町田市学びの多様化学校とは、町田市が公表する「学びの多様化プロジェクト 2024-2028」及び「町田市教育プラン 24-28」において、2029年度に開校を予定している学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を指す。現成瀬小学校（町田市南成瀬3-6）の移転後、空き校舎を転用して設置する。

2 契約期間

契約確定日～2027年3月22日まで

3 業務責任者等

乙は、業務を行うために必要な能力と技術を有するものを業務責任者に定め、甲に通知しなければならない。業務責任者を変更するときは、事前に甲と協議のうえ、甲の承認を得る。

業務責任者は業務の全般にわたる業務管理を行う。

4 業務の内容

乙は、上記目的に添い基本計画（案）を策定するため、次の業務を行う。

なお、基本計画の構成については、主として下記内容を含める。ただし、構成及び内容については、都度甲と協議して決定するものとする。

- ①計画の背景と目的
- ②町田市の不登校児童生徒支援策について
- ③目指す学校像と運営の基本方針
- ④特色ある教育
- ⑤学校運営体制
- ⑥与条件の整理（学びの多様化学校・教育支援センター対象、利用人数等）
- ⑦入学・転学の手続き
- ⑧教育支援センターとの連携
- ⑨学びの多様化学校及び教育支援センター諸室の配置及び室内レイアウト案*
- ⑩学校におけるその他の機能
- ⑪予算とスケジュール

*レイアウトには、学びの多様化学校（職員室及び教室 7 室、個別対応室 3 室）及び、教育支援センター（職員室及び教室 5 室、相談室 2 室）、共有の特別教室や体育館等授業に関する諸室、駐車場、駐輪場など通学、送迎に付随する設備と敷地内動線を含むものとする。

なお、学びの多様化学校及び教育支援センターのいずれも、各教室 20 名程度を定員として見込んでいる。

（1）基本構想を反映する取り組みの整理

他自治体及び私立の学びの多様化学校における教育課程及び、特色ある授業内容について実例を収集し、比較・分析するための資料を作成する。比較・分析のための視点は、公表された基本構想を踏まえるものとする。

（2）「分教室ゆめのき」の生徒及び保護者、教職員、教育支援センター通室児童生徒等へのヒアリング

実際に学びの多様化学校分教室ゆめのきの関係者に対し、学習内容や対人交流、行事等に対する期待や満足度等をヒアリングし、集約後、基本計画へ反映させる。

質問内容については、事前に甲と調整するものとする。

なお、ヒアリング調査については、児童生徒へのヒアリングは甲が担当する等、児童生徒の負担に配慮するため、分担して実施する。

なお、「分教室ゆめのき」とは、2025 年 4 月に町田市教育センター内に開設された、学びの多様化学校分教室を指す。

（3）町田市の不登校児童生徒支援へ、（仮称）町田市学びの多様化学校を位置付ける

「学びの多様化プロジェクト 2024-2028」公表後の町田市における不登校児童生徒支援において、新たに（仮称）町田市学びの多様化学校が担う機能を明確にし、支援策に位置付ける。

また、整理した内容についてイメージ図や一覧などを作成し、図示する。

（4）（仮称）町田市学びの多様化学校における支援の流れを反映し、学校内の諸室の配置及び室内レイアウト案を作成する

（仮称）町田市学びの多様化学校だけでなく、そこで行われる不登校支援策等を反映し、相互の繋がりを確保しつつ、利用者の個人情報等に配慮した諸室の配置や動線、防犯上の留意点などを反映した諸室の配置及び室内レイアウト案を作成する。

また、上記レイアウト案の資料は、分教室ゆめのきにおける移転説明会や、町内会自治会等への団体説明に使用するものとし、一般市民が親しみやすい、分かりやすい作図・イメージ図を 2 パターン用意する。

（5）概算工期・概算工事費の試算

（4）で作成した諸室の配置及び室内レイアウト案を実施した場合について、同規模施設の整備事例を参考に、直近の単価に基づいて、参考となるよう概算工期・概算工事費の試算を行う。

なお、工事に関連する事項は以下のとおりである。

- ・所在地：町田市南成瀬三丁目 6 番地（現成瀬小学校）
- ・敷地面積：15,515.165 m²

・工事規模：

建物名称 町田市南成瀬小学校

構造規模 鉄筋コンクリート造3階建て

建築面積 3,180.69 m²

延床面積 7,419.73 m²

用途地域等 《用途地域》第一種低層住居専用地域

《防火地域》指定なし(建築基準法第22条による区域)

《高度地区》第一種高度地区

・工事内容：

校舎内の諸室、共用部等改修工事に加え、プール及び給食棟の除却、給食棟部分への駐車場整備を含む。校舎の現状については、別途「資料2 施設台帳」を参照のこと。ただし、台帳1ページ⑨一時校舎及び付属する渡り廊下については、除却予定のため改修対象外。

(6) 基本計画（案）概要の作成及び説明

基本計画（案）については、町田市が設置する「学びの多様化施策検討委員会」における検討事項となる。また、その内容は「学びの多様化プロジェクト2024-2028」の改訂版にも反映される。

そのため、基本計画（案）概要を作成し、「学びの多様化施策検討委員会」において説明、質疑対応を行う。委員からの意見については、後日、甲と協議のうえ、基本計画へ反映させるものとする。

なお、「学びの多様化施策検討委員会」への出席は、第2回（10月～11月に実施）及び第3回（12月～1月に実施）を想定している。

(7) 打合せ協議

業務の実施に当たっては定例的に打合せや情報共有を行い、打合せ事項については議事録を作成する。また、甲から進捗状況の報告等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。

5 成果品

乙は、業務が完了したときは、遅滞なく次の成果品を甲に提出するものとし、内容はすべて甲に帰属するものとする。成果品の様式、形態、部数については、甲及び乙で協議して決定するが下記を最低条件とする。

また、乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遗漏等が発見された場合は、乙の負担と責任で速やかに訂正を行う。

(1) 基本計画（案）及びその概要版（電子データ及びカラー版の紙媒体5部）

(2) (1)について、指定書式による電子データ

※Word, Excel, Power Point, JW-CAD等の形式による編集が可能なデータ

(3) 打合せ資料及び議事録一式（電子データ）

(4) その他関連資料一式（電子データ）

参考文献一覧、作成した図面（指定書式）・各資料の原典資料等

なお、(1)(2)の成果品については、2027年1月末までに納品するものとする。

6 契約代金の支払

甲は、乙から提出される成果品により業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき契約代金を支払う。

7 秘密の保持・情報の管理

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

8 再委託

乙は、委託業務の処理を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。業務の一部について、あらかじめ甲からの書面による承諾を得たものについては、この限りではない。

また、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

9 環境により良い自動車の利用

この契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着 証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示し、又は提出しなければならない。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

10 疑義についての協議

この仕様書及び契約書に定めのない事項及び解釈について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議の上、定めるものとする。